

我が国が豚コレラ清浄国を宣言! ～家畜防疫互助基金に加入しましょう～

◎ 豚コレラ撲滅までの経緯

豚の急性伝染病である豚コレラは、かつて全国的にまん延していましたが、飼養衛生管理技術の向上と昭和44年の生ワクチンの実用化により、その発生は激減し、平成4年以降発生が確認されておりません。このため、平成8年度からワクチンを使用しない防疫体制を確立し、本病の完全な清浄化を達成することを目標に都道府県、生産者、関係団体等、すべての関係者が一体となって段階的な撲滅対策を実施してきました。

その結果、国内に豚コレラの野外ウイルスは存在しないと判断される成果が得られたことから、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を策定し、平成18年4月1日以降、予防的なワクチン接種を全面的に中止するとともに、危機管理体制の構築を徹底してきました。これにより、本年4月1日に、ワクチン接種の中止から1年間本病の発生が無く経過したことから、OIE（国際獣疫事務局）の規定に基づき我が国は清浄国宣言を行いました。

◎ 家畜防疫互助基金とは

今後、豚コレラは口蹄疫等と同様に海外悪性伝染病としての防疫対策、つまり国内への侵入防止と異常豚の早期発見・早期届出が重要となりますが、万一発生した場合は被害が大きくなることも想定されます。

家畜防疫互助事業は、これらの伝染病が発生した場合に、畜産経営への影響を緩和するため、生産者自ら積立を行い、発生時の損害を互助補償する仕組みに国（農畜産業振興機構）が支援を行う事業です。現在、県内養豚農場の互助基金加入率は43%（契約頭数としては52%）と、全国段階と比べてかなり低い状況です。互助基金への加入により、発生農場や周辺農場の損失を最小限にとどめ、安心して経営を維持、継続することができます。加入手続き等については、当協会及び各農業協同組合或いは新潟県配合飼料価格安定基金協会へお問い合わせください。

死亡牛の県内処理が再開! ～死亡牛の適正処理に努めましょう～

牛海綿状脳症（BSE）関連の規制により、死亡牛由来の油脂が飼料原料等として使用禁止になったことから、新潟県化製興業株式会社（以下、「化製興業」）では肉骨粉製造ラインでの死亡牛処理を中止し、平成15年12月以降、新潟県内で死亡した牛は青森県へ搬出して処理を行ってきました。

このほど、「化製興業」では、化製処理ラインの見直しを行い施設を増設し、平成19年2月1日から死亡牛の処理を再開しました。牛が死亡したときは、今までどおり、飼養者自ら運ぶか業者に依頼するなどして、「化製興業」まで搬入してください。県外への輸送費が不要になったことから、飼養者の負担額は少なくなりました。

24か月齢以上の死亡牛については、BSE検査を行いますので、家畜保健衛生所に「死亡届」を提出（検査した獣医師等）するとともに、速やかに搬入し「死亡牛処理整理票」に記入して下さい。

畜産協会では、この「整理票」によって適正な処理を受けたことが確認できた牛を対象に、輸送、化製処理及びBSE検査に係る経費について補助する事業を実施しています。今後とも、死亡牛の適正処理にご協力をお願いします。

◎死亡牛は産業廃棄物であり、決められた処理施設において適正に処理しなければなりません。

◎牛の死亡事故は、例年8月、9月に多く発生しています。今年も万全な暑熱対策で夏を乗りきましょう。

